

寒川町町税条例施行規則新旧対照表

現行	改正案																																												
～略～	～略～																																												
(個人均等割の非課税限度額の算定の基礎となる金額)	(個人均等割の非課税限度額の算定の基礎となる金額)																																												
第9条 条例第9条に規定する規則で定める金額は、32万円(その者が <u>控除対象配偶者</u> 又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額)とする。	第9条 条例第9条に規定する規則で定める金額は、32万円(その者が <u>同一生計配偶者</u> 又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額)とする。																																												
～略～	～略～																																												
(<u>軽自動車税</u> の報告)	(<u>種別割</u> の報告)																																												
第18条 条例第32条の規定による <u>軽自動車税</u> の報告は、軽自動車税_____報告書(第18号様式)によらなければならない。(身体障害者に対する <u>軽自動車税</u> の減免)	第18条 条例第32条の規定による <u>種別割</u> の報告は、軽自動車税 <u>種別割</u> 報告書(第18号様式)によらなければならない。(身体障害者に対する <u>種別割</u> の減免)																																												
第19条 条例第33条第1項第2号に規定する身体障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。	第19条 条例第33条第1項第2号に規定する身体障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。																																												
(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「 <u>身障法規則</u> 」という。)別表第5号に定める障害の級別に該当する者	(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「 <u>身障法規則</u> 」という。)別表第5号に定める障害の級別に該当する者																																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">障害の区分</th> <th style="text-align: center;">障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1級から3級までの各級及び4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級及び3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級、2級の1及び2級の2</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1級から7級までの各級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1級から3級までの各級及び5級</td> </tr> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>1級、3級及び4級</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障害</td> <td>1級、3級及び4級</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td> <td>1級、3級及び4級</td> </tr> <tr> <td>ぼうこう又は直</td> <td>1級、3級及び4級</td> </tr> </tbody> </table>	障害の区分	障害の級別	視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	聴覚障害	2級及び3級	平衡機能障害	3級	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	下肢不自由	1級から7級までの各級	体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	心臓機能障害	1級、3級及び4級	じん臓機能障害	1級、3級及び4級	呼吸器機能障害	1級、3級及び4級	ぼうこう又は直	1級、3級及び4級	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">障害の区分</th> <th style="text-align: center;">障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚</td> <td>1級から3級まで及び4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚</td> <td>2級及び3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能</td> <td>3級及び5級</td> </tr> <tr> <td>音声機能又は言語機能</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢機能</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td>下肢機能</td> <td>1級から7級まで</td> </tr> <tr> <td>体幹機能</td> <td>1級から3級まで及び5級</td> </tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能</td> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">上肢機能</td> <td>1級及び2級</td> </tr> <tr> <td>(一)上肢のみに運動機</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	障害の区分	障害の級別	視覚	1級から3級まで及び4級の1	聴覚	2級及び3級	平衡機能	3級及び5級	音声機能又は言語機能	3級	上肢機能	1級、2級	下肢機能	1級から7級まで	体幹機能	1級から3級まで及び5級	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">上肢機能</td> <td>1級及び2級</td> </tr> <tr> <td>(一)上肢のみに運動機</td> <td></td> </tr> </table>	上肢機能	1級及び2級	(一)上肢のみに運動機	
障害の区分	障害の級別																																												
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1																																												
聴覚障害	2級及び3級																																												
平衡機能障害	3級																																												
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2																																												
下肢不自由	1級から7級までの各級																																												
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級																																												
心臓機能障害	1級、3級及び4級																																												
じん臓機能障害	1級、3級及び4級																																												
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級																																												
ぼうこう又は直	1級、3級及び4級																																												
障害の区分	障害の級別																																												
視覚	1級から3級まで及び4級の1																																												
聴覚	2級及び3級																																												
平衡機能	3級及び5級																																												
音声機能又は言語機能	3級																																												
上肢機能	1級、2級																																												
下肢機能	1級から7級まで																																												
体幹機能	1級から3級まで及び5級																																												
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">上肢機能</td> <td>1級及び2級</td> </tr> <tr> <td>(一)上肢のみに運動機</td> <td></td> </tr> </table>	上肢機能	1級及び2級	(一)上肢のみに運動機																																									
上肢機能	1級及び2級																																												
(一)上肢のみに運動機																																													

腸の機能障害	
こうとう摘出による音声機能障害	3級
小腸の機能障害	1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
肝臓機能障害	1級から4級までの各級

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2及び第1号表の3に定める障害の程度の該当する者

障害の区分	障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症まで

		能障害がある場合を除く。)
	移動機能	1級から7級まで
心臓機能	1級、3級及び4級	
じん臓機能	1級、3級及び4級	
呼吸器機能	1級、3級及び4級	
ぼうこう又は直腸の機能	1級、3級及び4級	
小腸の機能	1級、3級及び4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級から4級まで	
肝臓機能	1級から4級まで	

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2及び第1号表の3に定める障害の程度の該当する者

障害の区分	障害の程度
視覚	特別項症から第4項症まで
聴覚	特別項症から第4項症まで
上肢機能	特別項症から第3項症まで
下肢機能	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症までの各款症に相当する障害の程度
体幹機能	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症までの各款症に相当する障害の程度
その他	特別項症から第4項症まで

	での各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
こうとう摘出による音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(精神障害者に対する軽自動車税の減免)

第20条 条例第33条第1項第2号の規定による精神障害者とは神奈川県療育手帳制度実施(昭和49年1月30日障福第572号民生部長通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の程度に応じ、同表の右欄に掲げる療育手帳判定基準に定める障害程度の基準(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通達)に該当する障害を有する者をいう。

障害の程度	障害程度の基準(各項目のいずれかの障害程度に該当するもの)
重度(A)	1 81 重度知的障害児収容棟の設備及び運営の基準について(昭和39年3月13日厚生省発児第197号厚生省児童局長通知)第1項の対象児童の第1号又は第2号に該当する程度の障害にあつて、日常生活に常時介護を要する程度の者
	2 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者で身体障害の程度が身障法規則別表第5号の等級の1級、2級又は3級に該当する者
	1 81 重度知的障害児収容棟の

(精神障害者に対する種別割の減免)

第20条 条例第33条第1項第2号の規定による精神障害者とは地方税法施行令(昭和22年政令第16号)第7条第1号及び第2号に掲げる者のうち、次の表に該当する障害を有するもの

をいう。

療育手帳に記載されている障害の程度	A
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する級別	1級

歳 以 上 の 者	設備及び運営について(昭和43年7月31日厚生省発児第422号厚生省児童家庭局長通知)第1項第1号に該当する程度の障害を有し、日常生活に常時介護を要する程度の者
2	知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者で、身体障害の程度が身障法規則別表第5号の等級の1級、2級又は3級に該当する者

(軽自動車税の減免手続)

第21条 第12条第2項及び第3項の規定は、軽自動車税の減免について準用する。

～略～

別表(第23条関係)

様式の名称	様式番号
(略)	
督促状	第34号様式
納税催告状	第35号様式
町民税・県民税納税通知書(普通徴収分)	第36号様式
(略)	
軽自動車税_____納税通知書	第43号様式
(略)	
軽自動車税_____納税証明書	第45号様式
(略)	

～略～

第5号様式(第8条関係)

(別紙のとおり)

～略～

第8号様式(第11条関係)

(別紙のとおり)

(種別割_____の減免手続)

第21条 第12条第2項及び第3項の規定は、種別割_____の減免について準用する。

～略～

別表(第23条関係)

様式の名称	様式番号
(略)	
督促状	第34号様式
(削る)	
町民税・県民税納税通知書(普通徴収分)	第36号様式
(略)	
軽自動車税 <u>種別割</u> 納税通知書	第43号様式
(略)	
軽自動車税 <u>種別割</u> 納税証明書	第45号様式
(略)	

～略～

第5号様式(第8条関係)

(別紙のとおり)

～略～

第8号様式(第11条関係)

(別紙のとおり)

～略～

第18号様式(第18条関係)

(別紙のとおり)

～略～

第35号様式

～略～

第43号様式

(別紙のとおり)

第44号様式

(別紙のとおり)

第45号様式

(別紙のとおり)

～略～

第18号様式(第18条関係)

(別紙のとおり)

～略～

第35号様式 削除

～略～

第43号様式

(別紙のとおり)

第44号様式

(別紙のとおり)

第45号様式

(別紙のとおり)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第9条及び第8号様式の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

(個人の町民税に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町町税条例施行規則(以下「新規則」という。)第8号様式は、平成31年度以後の年度分の町民税に係る申告に適用し、平成30年度以前の年度分の町民税に係る申告については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 新規則の規定中軽自動車税に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成31年度以前の年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

町税延滞金減免申請書

年 月 日	
(宛先)寒川町長	
納税義務者	住 所 _____ 氏 名 _____ 印 個人番号※(法人番号) _____
次のとおり申請します。	
1 申請区分	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額
2 申請する延滞金	町県民税(普徴) _____円 町県民税(特徴) _____円 固定資産税・都市計画税 _____円 固定資産税(償却資産) _____円 軽自動車税 _____円 法人町民税 _____円 特別土地保有税 _____円
3 理由	_____ _____ _____
4 添付書類	_____

上記の申請に基づき調査の結果、次のとおり決定してよいでしょうか。					起案 . . .			
課 長	副主幹等	主 任	公 印 使用承認印		決裁 . . .			
					通知 . . .			
決定区分	<input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 減額する(%) <input type="checkbox"/> 免除しない <input type="checkbox"/> 減額しない							
決定内容	年度	期別	通知書 番 号	税 目	税 額	延滞金	減免す る 額	減免後の 延滞金
決定理由	_____ _____ _____							

※個人の町県民税のみの場合は、個人番号の記入は不要です。

町税延滞金減免申請書

年 月 日	
(宛先)寒川町長	
納税義務者	住 所 _____ 氏 名 _____ 印 個人番号※(法人番号) _____
次のとおり申請します。	
1 申請区分	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額
2 申請する延滞金	町県民税(普徴) _____円 町県民税(特徴) _____円 固定資産税・都市計画税 _____円 固定資産税(償却資産) _____円 軽自動車税種別割 _____円 法人町民税 _____円 特別土地保有税 _____円
3 理由	_____ _____ _____
4 添付書類	_____

上記の申請に基づき調査の結果、次のとおり決定してよいでしょうか。					起案 . . .			
課 長	副主幹等	主 任	公 印 使用承認印		決裁 . . .			
					通知 . . .			
決定区分	<input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 減額する(%) <input type="checkbox"/> 免除しない <input type="checkbox"/> 減額しない							
決定内容	年度	期別	通知書 番 号	税 目	税 額	延滞金	減免す る 額	減免後の 延滞金
決定理由	_____ _____ _____							

※個人の町県民税のみの場合は、個人番号の記入は不要です。

第8号様式(第11条関係)

現 行

年度 町民税・県民税申告受付書

住所 氏名 様
※申告期限は 月 日です。

年度 町民税・県民税申告書

年 月 日 提出
(住所) 氏名 氏名

Table with columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 個人番号, 所得控除額(円), 区分, 収入金額(円), 所得金額(円)

Table with columns: 控除の種類, 控除額(円), 所得金額(円), 控除の種類, 控除額(円)

裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。(★所得がなかった方は、必ず記載してください。)

(裏面)

★前年中所得がなかった人の記載欄

- 1. 扶養されていた。
2. 援助を受けていた。
3. 学生であった。
4. 雇用保険(失業保険)を()月()月受給していた。
5. 遺族年金・障害者年金等()を受給していた。
6. その他

7. 単身赴任中の先方からの仕送りで生活していた。
夫の氏名
生年月日
別・大・昭・平 年 月 日
勤務先(会社名)

赴任地(居住地の住所)
別居の扶養親族に関する事項

○総所得者の方で課税課税額がない方は、別冊書類によりそれぞれの月の収入額を記入してください。

Table with columns: 月, 月 収, 社会保険料

勤務先の所在地
名称
電話
源泉所得税 有・無

ア 営業等所得 収支明細

Table with columns: 項目, 金額(円), 収入金額, 必要経費

イ 農業所得収支明細

Table with columns: 項目, 金額(円), 収入金額, 必要経費

ク 総合課税所得・一時所得

Table with columns: 総合所得, 総合所得, 所得金額

ク 分離課税所得

Table with columns: 所得の種類, 収入金額, 必要経費, 所得金額

事業税に関する事項

Table with columns: 名称, 所在地, 電話

第8号様式(第11条関係)表面 改正案

年度 町民税・県民税申告受付書

住所 氏名 様
※申告期限は 月 日です。

年度 町民税・県民税申告書

年 月 日 提出
(住所) 氏名 氏名

Table with columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 個人番号, 所得控除額(円), 区分, 収入金額(円), 所得金額(円)

Table with columns: 控除の種類, 控除額(円), 所得金額(円), 控除の種類, 控除額(円)

裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。(★所得がなかった方は、必ず記載してください。)

第8号様式(第11条関係)裏面

★前年中所得がなかった人の記載欄

- 1. 扶養されていた。
2. 援助を受けていた。
3. 学生であった。
4. 雇用保険(失業保険)を()月()月受給していた。
5. 遺族年金・障害者年金等()を受給していた。
6. その他

7. 単身赴任中の先方からの仕送りで生活していた。
配偶者の氏名
生年月日
別・大・昭・平 年 月 日
勤務先(会社名)

赴任地(居住地の住所)
別居の扶養親族に関する事項

○総所得者の方で課税課税額がない方は、別冊書類によりそれぞれの月の収入額を記入してください。

Table with columns: 月, 月 収, 社会保険料

勤務先の所在地
名称
電話
源泉所得税 有・無

ア 営業等所得 収支明細

Table with columns: 項目, 金額(円), 収入金額, 必要経費

イ 農業所得収支明細

Table with columns: 項目, 金額(円), 収入金額, 必要経費

ク 総合課税所得・一時所得

Table with columns: 総合所得, 総合所得, 所得金額

ク 分離課税所得

Table with columns: 所得の種類, 収入金額, 必要経費, 所得金額

事業税に関する事項

Table with columns: 名称, 所在地, 電話

現 行

第18号様式(第18条関係)

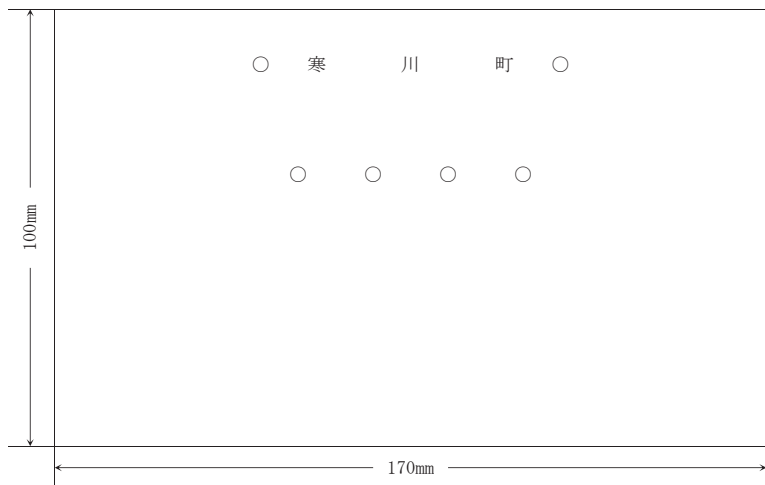
軽自動車税報告書			
			年 月 日
(あて先)寒川町長			
		住所 報告人 氏名又は 氏名 称	㊟
次のとおり報告します。			
売主	住所		
	氏名又は 名称		
買主	住所		
	氏名又は 名称		
買主の 勤務先	住所		
	名称		
所有権移転 通知の有無		<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	
車両番号		車体番号	
種別		排気量	CC
車名		登録 年月日	年 月 日

改正案

第18号様式(第18条関係)

軽自動車税種別割報告書			
			年 月 日
(宛先)寒川町長			
		住所 報告人 氏名又は 氏名 称	㊟
次のとおり報告します。			
売主	住所		
	氏名又は 名称		
買主	住所		
	氏名又は 名称		
買主の 勤務先	住所		
	名称		
所有権移転 通知の有無		<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	
車両番号		車体番号	
種別		排気量	CC
車名		登録 年月日	年 月 日

小型特殊自動車、原動機付自転車標識



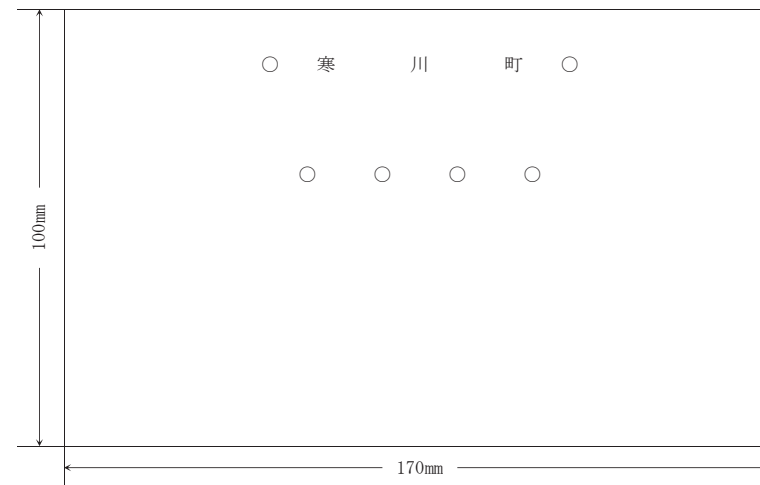
備考 1 標識の地の塗色は、次による。

- (1) 50cc以下の原動機付自転車にあつては、白
- (2) 50ccを超え90cc以下の原動機付自転車にあつては、黄
- (3) 90ccを超え125cc以下の原動機付自転車にあつては、桃
- (4) 小型特殊自動車にあつては、緑
- (5) ミニカーにあつては、薄青色

2 標識の文字の塗色は、次によること。

- (1) 軽自動車税が課される原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、濃紺色
- (2) 軽自動車税が課されない原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、赤色

小型特殊自動車、原動機付自転車標識



備考 1 標識の地の塗色は、次による。

- (1) 50cc以下の原動機付自転車にあつては、白
- (2) 50ccを超え90cc以下の原動機付自転車にあつては、黄
- (3) 90ccを超え125cc以下の原動機付自転車にあつては、桃
- (4) 小型特殊自動車にあつては、緑
- (5) ミニカーにあつては、薄青色

2 標識の文字の塗色は、次によること。

- (1) 軽自動車税種別割が課される原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、濃紺色
- (2) 軽自動車税種別割が課されない原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、赤色

軽自動車税納税証明書

納税義務者	氏名 (名称)	
	住所	
車両番号		
納税済年月日		年 月 日
この証明書の有効期限		年 月 日
備考		

上記のとおり証明する。

年 月 日

寒川町長 氏 名 印

軽自動車税種別割納税証明書

納税義務者	氏名 (名称)	
	住所	
車両番号		
納税済年月日		年 月 日
この証明書の有効期限		年 月 日
備考		

上記のとおり証明する。

年 月 日

寒川町長 氏 名 印